

北部大阪都市計画地区計画の決定（吹田市決定）

都市計画尺谷地区地区計画を、次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	尺谷地区地区計画	
位 置	吹田市尺谷地内	
面 積	約 6. 0 ha	
地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は吹田市北東部に位置し、一戸建ての住宅を主とした住宅市街地であり、民間住宅開発による宅地造成も行われた地区である。</p> <p>本地区計画は、中低層住宅、中高層住宅の立地する市街地環境を保全、育成し、良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>古くからのまちなみや良好なコミュニティに配慮しつつ、住宅を主とした調和のとれた市街地を形成するよう、地区を区分し、以下の方針のもとに適正な土地利用を図る。</p> <p>1 A地区 中低層の住宅等が立地する地区として、良好な住環境の形成を図る。</p> <p>2 B地区 中高層の共同住宅が立地する地区として、良好な住環境の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の高さの最高限度及びかき又はさくの構造の制限を定め規制・誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。</p>

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	A地区	B地区
		地区の面積	約 5. 8 ha	約 0. 2 ha
		建築物等の高さの最高限度	1 2 m	2 1 m
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分にかき又はさくを設けるときは、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、敷地の緑化に努める。</p>	

「区域は、計画図表示のとおり」